

## Web 地図画像の利用と著作権法

岩崎巨典\*・飯田 哲\*\*

### Use of “Web Map Image” and copyright act

Nobusuke IWASAKI\*, Satoshi IIDA\*\*

**Abstract:** In this paper, we reviewed the notes on using Web map image provided by Web map service, from the viewpoint of copyright act. The copyright act aims to contribute to creation of culture by protecting the rights of authors and others, and promoting fair exploitation of cultural products. Therefore, everyone can use copyrighted materials to the extent of the copyright limitation based on copyright act. The Web map image, including maps, aerial photo and satellite image, are one of copyrighted materials, so it can be used within the limits of copyright. However, the available range of Web map image under the copyright act is not wide. In addition, it is pointed out that the copyright act has not been able to follow the progress of digitalization of copyrighted materials. It is expected to revise the copyright act corresponding to digitalization of copyrighted work.

**Keywords:** Web 地図画像 (Web Map Image), 著作権法 (Copyright Act), 著作権の制限 (Limit of Copyright)

#### 1. はじめに

Webの普及により様々な情報の利便性が高くなった。中でも地図の利用は大きく影響を受けたものの一つである。特に近年ではスマートフォンの爆発的な普及にとともに、Web地図サービスや地図アプリなどは日々の生活に必須のものとなっている。研究や行政におけるGISの利用においても、WebGISの登場と一般化は大きな変化をもたらしている。さらに、地理空間に関する各種情報のオープンデータ化、FOSS4G<sup>1)</sup>の普及、地図タイル形式による効率的なデータ配信方式の確立により、日本の国土全体程度であっても、個人が地図情報を提供することが可能となった<sup>2)3)</sup>。

この様に、Webで公開されている地図データやサービスは様々な恩恵をもたらした一方で、簡便に利用できるようになったために、生じる問題もある。その代表が著作権侵害であり、2016～2017年にかけて、各地の地方自治体において著作権侵害の恐れがある地図画像をWebページ上に公開していたこ

とが問題となった<sup>4)5)</sup>。

これまで地図および地理空間情報と著作権の関係を扱ったものとしては、主に行政機関が有する地理空間情報の円滑な活用のためのガイドライン<sup>6)7)</sup>や、井上(2013)による地図の著作物の創作性に関する考察などがある。しかしこれらは、一般の利用者によるWeb地図サービスを対象としたものではない。また、Web地図サービスについて論じたものとしては、利用規約に基づく適正な利用法についての解説があるが<sup>8)9)</sup>、著作権そのものについて言及したものではない。しかし、Web地図サービスのみならず、Web上の様々な著作物を適切に利用するためには、著作権法が、何をどこまで保護するのかについて理解することが必要である。

さらに近年では、地理空間情報に限らず様々な情報がオープンデータとして公開されているが、これらの情報を適切に利用することや、自らが有する情報にオープンなライセンスを付与して公開するにあたって、著作権に関する理解が必要となる。

\* 正会員 農研機構農業環境変動研究センター (Institute for Agro-Environmental Sciences, NARO)

〒305-8604 茨城県つくば市観音台3-1-3 E-mail: niwasaki@affrc.go.jp

\*\* 非会員 合同会社 Georepublic Japan

そこで本稿ではいわゆる Web 地図サービスで提供されている地図画像を利用する場合、どのような態様であれば著作権者の権利を侵害することなく利用することが可能であるのかについて検討する。そのためにまず、著作権について概説をおこなうとともに、Web 地図サービスで多く見られる利用許諾と著作権の関係について整理する。その上で、著作権の範囲の中での地図画像の利用可能性について検討するとともに、我が国における地図利用にあたって無視することができない測量法についても言及する。

なお今日では、様々な地理空間情報が Web を通じて提供されている。それらについて本稿では、

- 地図データ：下記の Web 地図サービスを提供する際に必要となる、各種の地理空間情報。
- Web 地図サービス：Web を介して提供される位置検索、経路検索、地図閲覧等のサービス。
- 地図画像：Web 地図サービスにより提供される位置情報を持たない画像としての地図および空中写真や衛星画像

と定義する。その上で、Web 上で公開されている各種の地図データや、Web 地図サービスで提供されている住所や経路、POI 検索などは対象としないこととし、画像としての地図および衛星画像や空中写真等を地図画像として検討対象とする。

また、本論文の著者らは法律家ではない。そのため本論文の内容も、法律の解釈ではなく、著作権法の範囲内で、どのような態様での利用が可能なのか、または著作権侵害となるのかについての検討であることをご理解頂きたい。

## 2. 著作権の概要と地図の著作物性

著作権および著作権法については、多くの書物や専門家により論じられている。特に、近年の Web やデジタル技術の進展に伴う著作権上の様々な課題については、野口 (2010) や水野 (2017) などが参考となる。著作権に関わる詳細についてはこれらの書物を参照いただくこととし、ここでは論説を進めるにあたり必要となる事項として、1. 著作権の特徴とその対象、2. 地図画像の著作物性、3. 著作権による保護と利用許諾の関係についてまとめる。

### 2.1. 著作権の特徴とその対象

まず著作権についてであるが、作花 (2003) は「著作者に対しては著作権法により、著作権という排他的権利が付与される」としている。すなわち著作権とは、創作された著作物の著作者に、著作権法にもとづいて排他的に与えられた権利である。我が国の著作権法では、目的を記した第1条に「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」とある。すなわち、著作権法の基本的考え方は、権利の保護と利用の促進の両方を通じて、文化の発展を目指すことである。

次に、表1に著作権法の保護対象と、対象でないものを示す。著作権で保護される著作物については、2条1項1号に「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」とされており、10条1項に代表例が例示されている。ここで重要なのは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」とする点で、誰が作

表1 著作権法による保護対象と対象ではないもの

保護対象	保護対象でないもの	
著作物	著作物	著作物でないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物</li> <li>• 音楽の著作物</li> <li>• 舞踊又は無言劇の著作物</li> <li>• 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物</li> <li>• 建築の著作物</li> <li>• 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物</li> <li>• 映画の著作物</li> <li>• 写真の著作物</li> <li>• プログラムの著作物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護期間が終わったもの</li> <li>• 法律等</li> <li>• 判決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道</li> <li>• データベース</li> <li>• 事実データ</li> <li>• アイディア</li> <li>• タイプフェイス</li> <li>• 人や物のパブリシティ権</li> </ul>

成しても同じような表現になる簡単な図表、誰が観測しても同じになる事実データ、そして事実データを単純に集積したデータベース(DB)等は「創作的に表現したもの」に該当しないため著作物とは認められない。ただし、DBでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護される(12条の2第1項)。また、法律など広く利用されることが求められるものについては、著作権による保護は認められない(13条)。

さらに、著作権法の特徴として権利の取得に申請が必要ない無方式主義を取っている事があげられる(17条2項)。つまり、著作物として認められるものであれば、それが作成された時点から自動的に著作権法の保護対象となる。

そして、著作権法により保護される具体的な内容は、18条から28条に記載されている各種の権利である。ここに記載された行為については、著作者のみが行うことができるか、著作者または著作権者からの許諾を得る必要のあるものである。

以上をまとめると、著作権はどのような著作物であっても自動的に発生し、多くの行為が著作権者の許諾を必要とすることから、様々な知的財産権の中でも極めて強い権利である。そのため、第1条にある権利の保護と利用の促進のバランスをとる観点から保護期間が定められており、その期間を終えた著作物は自由に利用することが可能となる(51～58条)。

## 2.2. 地図画像の著作物性

次に、Web地図サービスで提供されている地図や空中写真、衛星画像等が上記であげた著作物に該当するかどうかを検討する。

まず地図全般については、著作権法の10条1項6号に「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」と例示されており、「限られたスペースを有効に活用するために、掲載するものを取捨選択し、記号等の略記を使用し、できる限り見易くするために、細部を省略し、名称や記号等の配置を工夫する点に創作性が認められる」(田村, 2001)ことから、基本的に著作物と認められるだろう。しかし、ごくありふれた手法により描かれた略図であれば著作物として認められない判例が存

在する(東京地判昭和54年6月20日無体財産権関係民事・行政裁判例集11巻1号332頁)。

井上(2013)は作成マニュアルが厳密に定められていて、そこにある手順どおりに地図を作成した場合、作業者の著作権侵害は否定されるだろうとしている。また、「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」<sup>6)</sup>においても「測量成果としての地図の作成作業において、作業者が創作性を発揮する余地は限定される」としている。

これは、作成マニュアルが厳密に整備されている場合や公共測量に限ったことである。一方で各種Web地図サービスで提供される地図画像は、それぞれのサービスの提供主体が独自の描画方法を採用している。また、Web地図サービスで提供される地図画像ではないが、Web上で公開されている地図について著作物性が認められた判例もある(京都地判平成13年5月31日裁判所ウェブサイト)。以上のことから、Web地図サービスで提供されている地図画像については、著作物として認めることが妥当だと考えられる。

空中写真や衛星画像については、10条1項8号に「写真の著作物」として例示されており、「自らの撮影意図に応じて構図を決め、シャッターチャンスをつ捉えて撮影」したものであれば著作物性を有するとされている(東京地判平成11年3月26日判時1694号142頁)。「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」<sup>6)</sup>では公共測量として実施する空中写真撮影は作業規程が細かく定められており、作業者が撮影において創作性を発揮する余地は極めて少ないとしている。一方で、地図の場合と同様にこれらのマニュアルに準拠しない空中写真や衛星画像については、撮影する高度や撮影範囲の決定、人工衛星の場合はセンサーのバンドの選定など、撮影者によって独自に決定されており、これらの行為は「自らの撮影意図に応じて構図を決め、シャッターチャンスをつ捉えて撮影」することに相当するといえ、著作物として認めることが妥当であろう。

以上から、Web地図サービスから提供される各種地図画像については、著作物性を認めることが妥当であると考えられる。



### 2.3. 著作権による保護と利用許諾の関係

さて、著作権法による保護には人格的な権利を保護する著作者人格権(18～20条)と、財産権として著作財産権(21～28条)の二つがある。ここでは、Web地図画像の利用に大きく関係する財産権としての著作財産権について概説する。

Web地図画像に限らず、地図データを含めた地理空間情報の利用に関する著作権の保護としては、「第21条複製権」、「第23条公衆送信権等」、「第27条翻訳権、翻案権等」があげられる。例えば、衛星画像をGISで閲覧することは妨げられないが、閲覧したものを複製(印刷)したり(複製)、他者が閲覧可能な形で公開したり(送信可能化)、情報の抽出や形式の変換などの翻案等を行うこと(翻案等)は、著作権者の許諾を得ること無しに行うことができない。そのため本来であれば、こうした作業を行うには著作権者から利用許諾を得る必要があるが、そうした許諾を一つ一つ得ることは現実的に困難であるといえる。

そのため、利用許諾契約または使用許諾契約を定めることにより、申請を介することなく一定条件の下で利用許諾を与えることが行われている。World View2等の高解像度衛星画像を提供しているDigital Globe社は利用許諾契約例として「Internal Use License」<sup>10)</sup>を提示しており、そこに記載されている範囲であれば、事前に利用を許諾している。

ただし著作権法には、前述の通り「公正な利用」を促進するために、「第2章第3節第5款 著作権の制限」として、著作権者から許諾を取らなくても利用可能な場合が規定されている。すなわち利用許諾契約は、著作権法によって使用が制限される事項について許諾を与えるものである。そのため地図画像の利用を考える場合、はじめに著作権の範囲の中での利用が可能であるか、次に各種Web地図サービスの利用許諾の範囲での利用が可能であるかを考慮する必要がある。

なお本稿は、主に著作権の観点から地図画像の利用を考えるという趣旨である。利用許諾契約に関しては、それぞれのWebサービスで利用許諾契約が異なるため詳細には言及しない。しかし、利用許諾

契約に明示的に許可されていない使用については、許諾者と利用者の解釈が異なる可能性があるため、原則的に避けることが望ましいと考える。

### 3. 地図画像の使用にあたっての留意点

2.2.で示したとおり、Web地図サービスで公開されている地図画像は、基本的に著作物と認めることが妥当であると考えられる。従って著作物であっても、著作権法に権利制限規定として規定されている範囲であれば、例外として自由に利用することが可能である。これらの詳細な例示については文化庁のWebサイト<sup>11)</sup>にも記載されている。中でも一般の利用にあたって関係の深いものは、第30条「私的使用のための複製」、第32条「引用」であろう。加えて教育機関においては第35条「学校その他の教育機関における複製等」も深い関係があるだろう。以下、上記の三条に関連して地図画像の利用可能性と留意点について検討する。

#### 3.1. 私的使用のための複製

私的使用については、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」において使用することを目的とするときは、複製が許可されている。ここでは、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」をどこまでととらえるかにより、使用可能な範囲が決定される。

地図に関連した報告ではないが、昭和56年著作権審議会第5小委員会報告書<sup>12)</sup>によれば「親密な特定少数の友人間、小研究グループなどについては、この限られた範囲内と考えられるが、少人数のグループであってもその構成員の変更が自由であるときには、その範囲内とはいえないものとする」としている。以上から私的使用のための複製は、あくまで個人か極めて限定された少人数の間でのみ可能であることに留意すべきである。

また、個人や少人数であっても、例えば社内会議上での配布など業務上使用するために著作物を複製することは私的使用に該当しない点も留意すべきである。

#### 3.2. 引用

上記の私的使用に比べて、引用に基づく使用であ

れば、一般に公開する目的であっても利用可能である(32条1項)。引用の要件として文化庁のWebページ<sup>13)</sup>では、

- ア. 既に公表されている著作物であること
- イ. 「公正な慣行」に合致すること
- ウ. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- エ. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ. 引用を行う「必然性」があること
- キ. 「出所の明示」が必要(コピー以外はその慣行があるとき)

をあげている。以上を勘案して地図画像を「引用」して利用する態様として考えられるのは、例えば地図画像自体の批評や比較がある。二つの地図を比較し、どちらの地図の視認性が高い、情報量が多い、といった点を論じるのであれば、主となる論点は視認性や情報量であり、地図画像は比較材料として用いられる従であるといえる。人工衛星画像の場合も同様で、衛星画像の解像度や使用された波長の違いが、データとしての特性に及ぼす影響を論じるのであれば、主はデータの特性であり、衛星画像自体は従であるといえる。

なお、引用についての例示の多くが文章についてであり、地図画像の使用を考えるのに難しい側面がある。しかし、「脱ゴーマニズム宣言事件」として知られる判決(東京高判平成12年4月25日判例時報1724号124頁)では、「意見を批評、批判、反論するために、その意見を正確に指摘しようとするれば、漫画のカットを引用することにならざるを得ない」として、漫画のカットの引用が認められた。地図画像についても同様と考えられ、必要性があれば引用することは可能であると考えられる。

しかし前述のア～キの要件を満たさない場合、「引用」として地図画像を利用できないことには、留意が必要である。例えば、案内図を作成するために地図画像をキャプチャーし、情報を付加した上で公開、または配布される事例が散見される。また学会発表

等でも、背景画像として地図画像が利用される事例が多く見られる。こうした事例では、背景として使用している地図画像が批評や研究の対象ではない。そのために地図画像の表示が「正当な範囲内」とは言い難く、引用とするのは困難である。また、衛星画像等から地物の抽出やトレース等を行い公開する事例も見受けられるが、こうした事例でも、批評や研究の対象として地図画像を利用していることはまれであり、その場合は引用には該当しない。

これらの行為は、著作権法上は同一性保持権(20条)、複製権(21条)、譲渡権(26条の2)、翻案権等(27条)の侵害にあたると思われる。同時に、発表の場でスライドで上映することは「上映権(22条の2)」の、Webでの公表は送信可能化権(23条)の、Webサーバーにアップロードすること自体が複製権(21条)の侵害にあたると思われる。特に学会発表等で地図画像を利用する際には、これらの権利を侵害していないか、より一層の留意が必要であると考えられる<sup>14)</sup>。

### 3.3. 学校その他の教育機関における複製等

2022年度以降の高校教育課程での地理総合の必修化や、その中でGIS教育が明記されていることから、学校教育の現場において、これまで以上に多くのWeb地図サービスが利用されることが予想される。著作権法では、「必要と認められる限度において、公表された著作物を複製する」(35条1項)ことが認められているものの、複製以外は許諾が必要であることに留意が必要である。

次に、この条文の対象となるのは「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者」である点にも留意が必要である。例えば授業ではなく研究目的で地図画像を複製することは含まれていないことや、「学校その他の教育機関」に該当しない研究機関での利用も対象とならない。また、3.2. で例示した学会発表などでの地図画像の利用についても対象とはならない。

さらに、「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とある点にも留意が必要である。具体的な条件として、

著作者の団体によりまとめられたものではあるが、「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」<sup>15)</sup>では、著作権者等の利益を不当に害する例として、

- 購入または借り受けて利用することを想定しているものを購入等に代えてコピーすること
  - 部数は通常の1クラスの人数と担任する者の和(小中高校では1クラスはおおむね50名程度)を超える場合
  - 大学等の大教室での利用<sup>16)</sup>
- 等をあげている。

第35条の範囲内で著作物を利用するにあたっては、上記の条件に留意することが必要である。

### 3. 4. 公共測量により作成された地図の使用について

ここまで主に、地図画像を著作物の観点から、著作権法の範囲内でどのような利用が可能であるかについて論じた。しかし、日本国内において刊行されている地図のうち、基本測量および公共測量の測量成果については、測量法によっても使用が制限されている。Web地図サービスで提供される地図画像では、地理院タイルの基本測量成果に該当するものが対象となる。これらについては、測量法に承認申請が必要な場合がある事に、留意が必要である。一方で承認を得ずに利用できる範囲も規定されている。この範囲には私的に利用する場合、刊行物等に少量の地図を挿入する場合、学校その他教育機関で利用する場合、学術論文に利用する場合等が例示されおり、3. 1～3. 3であげた著作権法で規定されている範囲の利用方法であれば、申請不要で、または出所の明示を条件として利用が可能である<sup>17)</sup>。

なお、「刊行物等に少量の地図を挿入する場合」の例示として「書籍、冊子、報告書、パンフレット等」と「Webサイト等」が別々にあげられているが、Webサイト等で使用する場合は、

- 300×400ピクセル以下の大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合
- 300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部(ラスタ形式)を掲載する場合(Webサイト全体の中で5枚まで)

- スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は1枚でも申請を要すとあり、書籍等で使用する場合よりも制限が厳しいことには、留意が必要である。

## 4. まとめと著作権法の将来への希望

以上をまとめると、Web地図サービスで公開されている地図画像については、私的使用や引用等、著作権法で許可された範囲での利用が可能である。しかし、著作権法に基づく地図画像の利用は、制限が大きいといわざるをえない。要約すると、以下の点に留意した利用が求められる。

- 私的使用のための複製は、あくまで個人か極めて限定された少人数の間でのみ可能である。
- 引用に基づく使用は、引用の条件を満たし、かつ地図画像自体が批評や比較の対象であるなど正当な範囲である場合のみ、可能である。
- 学校その他の教育機関における複製等は、学校その他の教育機関で授業に使用する場合で、かつ限られた部数の場合のみ、可能である。

そのため、地図画像をキャプチャーし案内図を作成、頒布・公開することや、地図画像から地物の抽出やトレースを行い、それを公開や利用することは、著作権の侵害に当たると考えられる。

しかし一方で、近年のデジタル技術の進展に対して、著作権法が対応できていないという指摘も多くある(水野, 2017; 田中, 2017)。こうしたなか、著作権法の存在を前提としつつ、より自由な利用を可能とするCreative Commons<sup>18)</sup>のような利用許諾契約もつくられている。また、Web地図サービスとしても、OpenStreetMap<sup>19)</sup>のように一定の許諾条件下で自由に利用可能なものも存在する。こうした利用者側からの取り組みも必要だが、著作権法についても、現在の状況に応じた改正等も期待されるだろう。

また、初めにあげた地方自治体による地図画像使用に関する問題では、著作権侵害だけでなく、測量法の規定に違反した事例も多く見られた。だが、著作権法も測量法も、その基本精神は健全な範囲での保護と利用を両立することである。例えば今回の違反事例により、地図画像の利用の自粛や萎縮により



行政サービスが低下することになれば、本末転倒といえるだろう。そうしたことがないためにも、今後、法律やそれに準ずる規程も、変わっていくことが期待される。

2016年12月には官民データ促進法の成立し、それをうけて改訂された「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」により、様々なデータ利用のさらなる促進が求められている。本稿がそうした利用に当たっての参考になることを期待するとともに、地図画像の利用に関して、適切な利用可能範囲が拡大することを期待したい。

## 謝辞

本稿は多くの方々との議論をもとに作成した。特に地理情報システム学会第25回学術研究会特別セッション「オープンデータ時代の地理空間情報の利用を考える」において登壇、参加頂いた皆様、(研)農研機構大澤剛士博士、酪農学園大学・(株)MIERUNE古川泰人氏には、多くの貴重なご意見を頂いた。本研究の一部は、平成28年度国土技術研究センター研究開発助成「VGIを用いた国土基盤に係る地理空間情報の維持管理に関する研究」の援助を得た。記して感謝する。

## 注

- 1) Free and Open Source Software for(4) Geospatialの頭文字を繋げたもので、オープンソースの地理空間ソフトウェアの総称
- 2) <http://www.gridscapes.net/>
- 3) <http://tiles.dammaps.jp/ryuiki/>
- 4) <http://www3.pref.nara.jp/hodo/item/54860.htm>
- 5) <https://www.pref.miyagi.jp/release/ho20170330-2.html>
- 6) <http://www.gsi.go.jp/common/000056028.pdf>
- 7) <http://www.gsi.go.jp/common/000063605.pdf>
- 8) <https://qiita.com/nyampire/items/5fd06107f25bc12a526f>
- 9) <http://koutochas.seesaa.net/article/444993828.html>
- 10) <https://www.digitalglobe.com/legal/internal-use-license>
- 11) <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

[seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\\_jiyu.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)

- 12) [http://www.cric.or.jp/db/report/s56\\_6/s56\\_6\\_main.html](http://www.cric.or.jp/db/report/s56_6/s56_6_main.html)
- 13) <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/naruhodo/outline/8.h.html>
- 14) ただし同一性保持権と上映権については、一定の条件下では必ずしも侵害にあたるものでないとの解釈もある。
- 15) [http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)
- 16) ただし作花(2003)では、「大学におけるマスプロ授業のように、当該科目の受講者数が相当多い場合には本条の適用がないとする見解もあるが、そのような単調なとらえ方をすべきではなく、より総合的にその適否を判断すべきである」としており、大教室での利用であっても一概に否定されるものではないとの見解もある。
- 17) <http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-qa.html>
- 18) <https://creativecommons.org/>
- 19) <http://www.openstreetmap.org/>

## 参考文献

- 井上由里子(2013)地図の著作物の創作性についての一考察—編集著作物の観点からみた地図。『知的財産権 法理と提言 牧野利秋先生傘寿記念論文集』(中山信弘・斉藤博・飯村敏明編), 青林書院, 1082-1112.
- 作花文雄(2003)『著作権法講座 教育・研究・創作者のための著作権読本』, 社団法人著作権情報センター。
- 田中辰雄(2017)ほくのかんがえたさいきょうのちよさくけんせいど —新しい方式主義の構想—。『しなやかな著作権制度に向けて』(中山信弘・金子敏哉編), 信山社, 21-80.
- 田村善之(2001)『著作権法概説〔第2版〕』, 有斐閣。
- 野口祐子(2010)『デジタル時代の著作権』, 筑摩書房。
- 水野祐(2017)『法のデザイン』, 株式会社フィルムアート社。
- (2017年10月21日編集委員会より依頼, 2018年1月21日原稿受理, 2018年6月15日デジタルライブラリ掲載)

